付属資料

1 北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)と 称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条 第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置す る。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
 - (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
 - (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
 - (4)前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバー及びアドバイザーを置く。

(協議会の役員)

- 第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充て、任期は2年とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代 理する。
- 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

- 第6条 総会は、委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項

- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (5) 協議会の解散に関する事項
- (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当た る。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1(同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3)以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会)
- 第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、分科 会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)
- 第8条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければ ならない。

(守秘義務)

第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する分科会に 出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4 条第3項の規定により置かれたオブザーバー及びアドバイザーも、同様とする。 (事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。
- 5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)総会等の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財務)
- 第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散の場合の措置)
- 第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。
- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、そ の取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

- 第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
 - この規約は、令和4年4月27日から施行する。

附則

この規約は、令和4年8月24日から施行する。

別表(第4条関係)

【委員】

区分	組織名	職名	備考
	北見市	地域振興課長	
	網走市	商工労働課長	
	紋別市	商工労働課長	
	美幌町	町民活動課長	
	津別町	建設課長	
	斜里町	住民生活課長	
	清里町	企画政策課主幹	
	小清水町	企画財政課長	
士士 ,以 2 答由去町井	訓子府町	企画財政課長	
オホーツク管内市町村	置戸町	企画財政課長	
	佐呂間町	企画財政課長	
	遠軽町	企画課長	
	湧別町	企画財政課長	
	滝上町	まちづくり推進課長	
	興部町	総務課長	
	西興部村	企画総務課長	
	雄武町	財務企画課長	
	大空町	総務課参事	
	名寄市	総合政策部参事	
BB 65 mr 44	下川町	税務住民課主幹	
関係市町村	枝幸町	まちづくり推進課主幹	
	陸別町	総務課長	
	北海道北見バス株式会社	乗合事業部次長	
	網走バス株式会社	常務取締役	
	北紋バス株式会社	常務取締役	
	斜里バス株式会社	常務取締役	
公共交通事業者等	網走観光交通株式会社	総務部長	
	名士バス株式会社	代表取締役	
	宗谷バス株式会社	営業部長	
	阿寒バス株式会社	営業本部長	
	北海道旅客鉄道株式会社	総合企画本部地域交通改革部長	
	北海道開発局網走開発建設部	道路計画課長	
道路管理者	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	維持管理課長	
警察	北海道警察北見方面本部	交通課長	
	オホーツク観光連盟	事務局長	監事
民間団体	北海道高等学校PTA連合会北見支部	支部長	監事
		人印以	血尹
労働組合	日本私鉄総連北海道地方労働組合北 見バス支部	執行委員長	
学識者	北見工業大学	工学部教授	副会長
北海道運輸局	北見運輸支局	首席運輸企画専門官	
北海道	オホーツク総合振興局	地域創生部長	会長

【オブザーバー】

区分	組織名	職名	備考
交通事業者	北海道エアポート株式会社	女満別空港事業所長	
交通事業者	オホーツク紋別空港ビル株式会社	部長	

【アドバイザー】

区分	組織名	職名	備考
アドバイザー	特定非営利法人まちづくり支援センター	代表理事	

【事務局】

区分	組織名	職名	備考
オホーツク総合振興局	地域創生部地域政策課	主幹	事務局長
	地域創生部地域政策課	主査	
	地域創生部地域政策課	主事	

2 北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会の開催経緯

表1-1 開催経緯

年月日	開催内容	
令和4年4月27日	第1回協議会(書面開催)	
	・規約・事業計画・収支予算書・スケジュールの審議 ほか	
6月	第1回分科会(南部:6日、北部:21日)	
	・計画骨子の検討 ほか	
8月24日	第2回協議会	
	・計画骨子の審議 ほか	
9月30日	第2回分科会(書面開催)	
	・計画原案一部(冒頭、地域の概況、公共交通の概況、地域の移動特	
	性・ニーズ)の検討 ほか	
10月21日	第3回分科会	
	・計画原案一部(公共交通の現状と課題、基本的な方針と目標、目標	
	達成に向けた施策・事業、目標値・スケジュールの設定)の検討 ほ	
	か	
12月6日	第1回ワーキンググループ	
	・課題の確認、基本方針・目標・施策の検討 ほか	
12月20日	第4回分科会	
	・計画原案の検討	
令和5年1月25日	第5回分科会	
	・計画原案の検討	
2月14日	第3回協議会	
	・計画原案の検討	
3月16日	第6回分科会(書面開催)	
	・意見募集(パブリックコメント)の対応、計画案の検討 ほか	
3月29日	第4回協議会	
	・意見募集(パブリックコメント)の対応、計画案の検討 ほか	

3 各市町村の関連計画

(1) 総合計画

表 2-1 総合計画における公共交通に関する施策 (1/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	第2期北見市総合計画	公共交通の確保
	平成31年度 (2019年度) ~	● 公共交通の維持確保
	令和10年度(2028年度)	● 公共交通ネットワークの構築
網走市	第6期網走市総合計画	ニーズに即した効率的な公共交通の提供等
	平成 30 年度(2018 年度)	● 総合的な公共交通網の構築
	~令和9年度(2027年度)	● 鉄道の維持、利用促進
		● バス路線の適正配置、利用促進
		 女満別空港の機能充実、利用促進
美幌町	第6期美幌町総合計画	公共交通の充実
	平成 28 年度(2016 年度)	● 総合的な公共交通体系の構築
	~令和8年度(2026年度)	● 鉄道の充実・確保
		● バス路線の充実
		● 乗合タクシーの利用促進
		● 女満別空港の利便性向上
津別町	津別町第6次総合計画	交通環境の整備
	令和2年度(2020年度)~	● 地域特性に応じた面的な地域交通ネットワー
	令和 11 年度(2029 年度)	クの再構築
		● 地域交通 (バス) の利便性向上と利用促進に向
		けた取組の推進
斜里町	第6次斜里町総合計画	高齢者支援、児童生徒の送迎、観光客の円滑な移動
	平成 26 年度(2014 年度)	などを加味した対策
	~令和5年度(2023年度)	● 産業基盤整備の推進(観光客の移動・滞在)
		● 高齢者の生活を支援する取組の促進(高齢者等
		の交通確保)
		● 教育環境の向上 (スクールバス)
清里町	第6次清里町総合計画	鉄道、バスの利便性の向上の促進
	令和3年度(2021年度)~	● 高齢者、障がい者など移動困難者への公平性の
	令和 12 年度(2030 年度)	高い、移動手段の構築、支援の実施
		● 地域の交通資源の維持、確保及び利用継続の推
		進
		● JR 釧網本線の存続に向けた要請、利用促進
		● スクールバスの維持管理、更新、一般利用の利
		便性向上

表 2-1 総合計画における公共交通に関する施策 (2/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
小清水町	第6次小清水町総合計画	公共交通の充実
	令和2年度(2020年度)~	● 広域的な見地からのJR釧網線や女満別空港等
	令和 11 年度(2029 年度)	の公共交通体系の見直しや、利用促進、利便性
		の確保
		● バス交通の維持・確保のための運行維持費の助
		成による現行路線の維持
訓子府町	第6次訓子府町総合計画	交通環境の確保
	平成 29 年度(2017 年度)	● 公共交通機関の確保
	~令和8年度(2026年度)	● 交通弱者への支援
置戸町	第6次置戸町総合計画	公共交通機関の確保
	令和2年度(2020年度)~	● 広域交通機関への支援
	令和 11 年度(2029 年度)	● 地域内公共交通の確保
佐呂間町	第5期佐呂間町総合計画	交通網の整備
	令和3年度(2021年度)~	● 運行体制の充実
	令和 12 年度(2030 年度)	● 計画的な車両更新
遠軽町	第2次遠軽町総合計画	交通ネットワークの存続・維持
	平成 27 年度(2015 年度)	● 公共交通の確保・充実
	~令和6年度(2024年度)	● 公共交通機関の連携強化
湧別町	第3期湧別町総合計画	鉄道、バス等の円滑な接続確保及び道央・首都圏へ
	令和4年度(2022年度)~	の航空路線の確保
	令和 13 年度(2031 年度)	● JR 石北本線の維持・存続に向けた取組
		● 民間バス会社による生活路線の維持・確保
		● 町営バス・乗合ハイヤーの維持
		● 町営バス車両の計画的な更新
		● 首都圏を結ぶ航空路線の維持・確保、道央圏を
		結ぶ航空路線の再開に向けた取組
滝上町	第6滝上町総合計画	住民ニーズに合ったバス路線やハイヤーなどの公
	令和元年度 (2019年度) ~	共交通の確保
	令和 10 年度(2028 年度)	● バス路線の住民のニーズに合った運行経路の
		確保
		● バス路線確保のための支援
		● ハイヤー運行(夜間運行含む)への支援
興部町	第6期興部町総合計画	公共交通の確保・充実
	平成 30 年度(2018 年度)	● 住民スクールバスの維持・確保
	~令和9年度(2027年度)	● 民間路線バスや鉄路・紋別空港の利用促進等

表 2-1 総合計画における公共交通に関する施策 (3/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
西興部村	第5期西興部村総合計画	地域交通の確保
	令和4年度(2022年度)~	● 名寄線代替バス及び村内各種バスの運行維持
	令和 13 年度(2031 年度)	● オホーツク紋別空港の利用促進
雄武町	第6期雄武町総合計画	公共交通の維持・確保
	平成 30 年(2018 年度)~	● 既存のバス路線の維持・確保
	令和9年度(2027年度)	● 地域公共交通総合連携計画の策定
		● 過疎地有償運送、福祉有償運送など、多様な地
		域公共交通の研究
		● JR 宗谷本線の維持・存続活動の推進
		● オホーツク紋別空港からの羽田直行便維持確
		保の促進
大空町	第2次大空町総合計画	公共交通網の充実
	平成 28 年度(2016 年度)	● 日常生活に必要な公共交通の運行を維持、利便
	~令和7年(2025年度)	性の向上
		● 近隣市町や航空会社、就航都市との連携による
		航空路線の維持・確保

(2) 地域公共交通(網形成)計画

表 2-2 地域公共交通 (網形成) 計画における施策 (1/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	北見市地域公共交通網形	将来に向け、持続可能な地域公共交通網の実現
	成計画	● 地域実情にあった持続可能な公共交通網の形成
	令和3年度(2021年度)~	● 利用しやすい公共交通環境の整備
	令和7年度(2025年度)	● 利用促進策の展開による公共交通への意識醸成
網走市	網走市地域公共交通計画	「みんなで創る地域公共交通の未来」を実現し、持
	令和3年度(2021年度)~	続可能な地域公共交通を構築
	令和7年度(2025年度)	● 地域にとって最適な公共交通の推進
		● 便利で快適な公共交通の推進
		● 観光利用の推進
		● 公共交通の担い手の確保
		● 地域が支える公共交通の推進
紋別市	紋別市地域公共交通網形	次世代にわたり、「ひと」と「まち」を結ぶ持続可能
	成計画	な公共交通の実現
	平成 30 年度(2018 年度)	● 地域全体を見渡した持続可能な公共交通網の形
	~令和9年度(2027年度)	成
		● 地域特性を活かし、地域に根ざした「足づくり」
		● 公共交通に対する市民意識の醸成
		● 教育・福祉・医療等との連携
		● まちづくりや観光振興等と公共交通における一
		体性の確保
美幌町	美幌町地域公共交通計画	将来に向けて、持続可能な公共交通システムの構築
	令和4年度(2022年度)~	を目指す
	令和8年度(2026年度)	● 市街地交通の整備及び充実
		● 各々の公共交通体系の連携と利便性の向上
		● 公共交通の利用促進とモビリティマネジメント
		の推進
		● 持続可能な公共交通システムの構築

[※] 計画策定済みの市町村のみ掲載

表 2-2 地域公共交通 (網形成) 計画における施策 (2/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
津別町	津別町地域公共交通計画	自らデザインし続け豊かなくらしの創出を目指す津
	令和3年度(2021年度)~	別の交通
	令和7年度(2025年度)	● 町民ニーズや社会情勢に対して柔軟に対応する
		移動支援策
		● 各地区の現状を的確に捉えた公共交通サービス
		の維持
		● 住民の生活圏を支える町外移動支援の充実
		● 公共交通の維持・存続に向けた意識醸成
		● 観光ニーズや移動状況を踏まえた長期的な検討
		● 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の
		強化
斜里町	斜里町地域公共交通網形	「健康で歩いて暮らせるまちの実現」と「安全・安
	成計画	心で持続可能な交通体系」を目指す
	平成 29 年度(2017 年度)	● 町内外の移動を支援する交通体系の構築
	~令和4年度(2022年度)	● 回遊性の高い市街地巡回バス「しゃりぐる」の継
		続的運行
		利用促進施策の検討
		● 観光振興計画との連携

[※] 計画策定済みの市町村のみ掲載

(3) 都市計画マスタープラン

表 2-3 都市計画マスタープランにおける公共交通に関する施策 (1/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	北見市都市計画マスタープ	公共交通の維持
	<u>ラン</u>	● 自治区間、自治区内の移動ネットワークは「北
	令和2年度(2020年度)~	見市地域公共交通網形成計画」と連携し形成
	令和 21 年度(2039 年度)	● JR 石北本線は、利用促進と維持に努める
網走市	網走市都市交通マスタープ	拠点とネットワークの方針づくり
	<u>ラン</u>	● 各拠点や市街地内を連絡する利便性の高い公
	平成 15 年度 (2003 年度) ~	共交通網を検討
	平成 34 年度(2022 年度)	
紋別市	紋別市都市計画マスタープ	利便性の高い公共交通の確保・維持
	<u>ラン</u>	● 利便性や快適性の向上を図り、バスのより利用
	平成 27 年度 (2015 年度) ~	しやすい環境整備に努める
	令和 16 年度(2034 年度)	● バス路線の維持や利用促進に向けた地域の取
		組を推進し、地域全体で公共交通を支える仕組
		みを構築
		● 中心市街地の賑わいや観光交流の創出に向け
		て積極的な利用展開をアピールし、地域の活性
		化への一つのツールとして活用
		● マイカー利用者に公共交通の利用を促し、低炭
		素化を図るとともに排出ガスによる環境負荷
		の低減に努める
美幌町	第2期美幌町都市計画マス	公共交通の利便性の向上
	<u>タープラン</u>	● 駅前交通広場の機能充実と維持管理の促進
	平成 21 年度 (2009 年度) ~	● バス路線の整備・維持管理の促進
	令和 10 年度(2028 年度)	
斜里町	斜里町都市計画マスタープ	中心市街地における交通利便性の向上と賑わいの
	<u>ラン</u>	創出
	平成 15 年度 (2003 年度) ~	● JR 知床斜里駅前広場の整備拡充の推進
	令和4年度(2022年度)	● JR 釧網本線の永続的運行体制の確立と町内の
		定期バス路線の運行確保・充実に努める

[※] 公共交通に関連するもののみ掲載

表 2-3 都市計画マスタープランにおける公共交通に関する施策 (2/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
遠軽町	遠軽町都市計画マスタープ	あらゆる人に優しい公共交通の整備充実を図る
	<u>ラン</u>	● 中心市街地の交通バリアフリー化によりあら
	平成 28 年度 (2016 年度) ~	ゆる人に優しい移動空間をつくる
	令和8年度(2026年度)	● 交通結節点機能の強化の検討
		● 路線バスの充実強化により交通弱者の生活利
		便性を確保等
滝上町	滝上町都市計画マスタープ	広域アクセスの確保と市街地内の利便性・安全性
	<u>ラン</u>	の向上
	平成 28 年度 (2016 年度) ~	● 観光資源への広域アクセスの見直し
	令和 22 年度(2040 年度)	● 交通結節点の整備やバス待合環境の充実
雄武町	雄武町都市計画マスタープ	公共交通の充実
	ラン	● 都市間バス、地域間バスの継続的な運行の要請
	平成 16 年度 (2004 年度) ~	● 運行頻度の改善や運行ルートの変更・延長な
	令和5年度(2023年度)	ど、バス路線の充実

[※] 公共交通に関連するもののみ掲載

(4) 観光関連計画

表2-4 観光関連計画における公共交通に関する施策

市町村	計画名 - 年次	公共交通に関する主な施策
北見市	北見市観光推進プロジェ	公共交通機関の活用と2次交通の充実
11年111		
	クト 2019-2023	● JR や都市間バスなど既存交通の利活用促進
	令和元年 (2019 年度) ~令	● 市内の周遊を促進するための二次交通の検討
	和 5 年度(2023 年度)	
網走市	網走市観光振興計画 2019	交通環境の利便性向上による観光客の流入促進と
	令和元年度 (2019年度) ~	回遊性の向上
	令和5年度(2023年度)	● 観光事業者や運輸機関、旅行会社等の連携によ
		るプロモーションを実施する
		● 市内二次交通整備と交通に関する情報提供の
		強化を図る
斜里町	斜里町観光振興計画	アクセス・交通の改善
	平成 27 年度(2015 年度)	● アクセスの改善、特に魅力的な域内交通の充実
	~令和5年度(2023年度)	
雄武町	雄武町観光マスタープラ	二次交通の促進
	ン	● 二次交通としての交通手段を検討するなど、需
	平成 30 年度(2018 年度)	要の把握に努める
	~令和4年度(2022年度)	
大空町	大空町観光振興計画	女満別空港の活用
	平成 29 年度(2017 年度)	● 乗降者の拡大
	~令和8年度(2026年度)	● 利用者利便の向上
		● 二次交通の充実
		● オホーツク圏及びひがし北海道の玄関口とし
		ての機能強化
		● 周遊観光メニューの造成

[※] 公共交通に関連するもののみ掲載

4 用語集

あ行

インバウンド

海外から日本を訪れる外国人旅行客。

オープンデータ

官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを一般の利用者がいつでも取り出 して利用できるようにしたデータ。

か行

広域生活交通路線

広域生活交通路線維持費補助金(北海道と市町村による協調的補助)の対象となるバス路線。 地域間幹線系統としての要件を満たさないが、複数市町村を結ぶバス路線等で、1日あたり の計画運行回数が2回以上、輸送量が10~150人/日などの一定の条件を満たすもの。

交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車など様々な交通手段の接続が行われる乗換拠点。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、バス事業者に委託して運送を行う乗合バスや市町村自らが行う有償運送。

さ行

シームレス

「継ぎ目のない」の意。公共交通分野においては、交通機関間の継ぎ目を解消し、円滑な移動ができる状態を意味する。

た行

地域間幹線系統

地域間幹線系統確保維持費補助金(国と北海道による協調的補助)の対象となるバス路線。 中心市町村とその周辺の市町村間を結ぶバス路線で、1 日あたりの計画運行回数が3 回以上、輸送量が $15\sim150$ 人/1 日などの一定の条件を満たすもの。

な行

乗合タクシー

10人乗り程度のワゴン車等を利用して、不特定多数の人の相乗りにより運行されるタクシー。

は行

バスロケーションシステム

バスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。

$P\,D\,C\,A$

計画 (Plan) \rightarrow 実行 (Do) \rightarrow 評価 (Check) \rightarrow 改善 (Act) という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務プロセスを改善していく手法。

ま行

MaaS (マース)

ICT (情報通信技術)を活用し、電車、バス、タクシー、自転車などあらゆるモビリティ (移動を)一つのサービスとして展開するもの。

モビリティマネジメント

一人の移動が過度な自動車利用から、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化 することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

や行

輸送密度

旅客営業キロ1km あたりの1日平均旅客輸送人員のこと。

輸送量

1日当たりのバス系統ごとの平均乗車人数。